

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

1. 目 的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

本町の廃棄物排出量は増加傾向にあり、これを減少させるため、引き続き 3 R（※スリーアール）及び集団資源回収等への取り組みを促進し廃棄物の資源化を推進する。

亘理名取管内のごみ処理事業を行う亘理名取共立衛生処理組合の一般廃棄物処理基本計画では、計画の最終年度である令和 10 年（2028 年）のごみ排出量（集団回収除く）の目標値を 52,977 トンとしており、これを現在の構成市町毎の排出量の割合で換算すると、本町の目標値は約 9,822 トンとなる。

これを踏まえ、資源循環型社会の確立を図るため、町民・事業者・町等がそれぞれの役割を果たしながら、協働により「町民一人 1 日あたり 29 グラム」の廃棄物の減量化に取り組む。

※ 3 R とは、Reduce リデュース：減らす、Reuse リユース：繰り返し使う、Recycle リサイクル：再資源化する。

2. 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

3. 計画区域

亘理町全域

4. 処理計画及び目標

（1）ごみ総排出量

3 R の実践、分別徹底の周知、生ごみ処理容器購入補助の推進、町広報誌等による周知を行いながら、総排出量の減量化を図る。

項 目	令和 6 年度 (推計値)	令和 7 年度 (処理計画)	令和 7 年度 (目標)
①清掃センター搬入量	9,928 トン	9,634 トン	9,276 トン
もえるごみ	7,628 トン	7,455 トン	6,905 トン
粗大ごみ	566 トン	512 トン	493 トン
資源ごみ	1,709 トン	1,643 トン	1,855 トン
有害・危険ごみ	25 トン	24 トン	23 トン
②集団資源回収量	123 トン	106 トン	112 トン
③拠点回収資源化量	19 トン	33 トン	35 トン
①+②+③ 総排出量	10,070 トン	9,773 トン	9,423 トン
前年度比	0.86 %	△2.93 %	△6.39 %

(2) 資源化量・リサイクル率

集団資源回収の促進、資源ごみの分別徹底の周知を行いながら資源化量・リサイクル量の増加を図る。

項 目	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (処理計画)	令和7年度 (目標)
①清掃センター資源物排出量※	1,712 トン	1,689 トン	1,855 トン
②集団資源回収量	123 トン	106 トン	112 トン
③拠点回収資源化量	19 トン	33 トン	35 トン
①+②+③ 合計	1,854 トン	1,828 トン	2,002 トン
リサイクル率	18.4 %	18.7 %	21.3 %

※印は推計値

(3) 町民1人1日あたりのごみ排出量

計画に対し、排出量1人1日あたり29グラムの減を目標とする。

項 目	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (処理計画)	令和7年度 (目標)
1人1日排出量	845 グラム	820 グラム	791 グラム
前年度比	1.72 %	△3.00 %	△6.43 %

(4) し尿処理

下水道の整備と合併浄化槽の普及により水洗化を図る。

項 目	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (処理計画)	令和7年度 (目標)
処 理 量	1293.23 kℓ	1,184.97 kℓ	1,184.97 kℓ
前年度比	△6.49 %	△8.37 %	△8.37 %

(5) 浄化槽汚泥

下水道の補完施設として、合併浄化槽（合併浄化槽設置補助事業）の普及拡大を図る。

項 目	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (処理計画)	令和7年度 (目標)
処 理 量	3,884.63 kℓ	3,663.60 kℓ	3,663.60 kℓ
前年度比	5.69 %	5.69 %	5.69 %

(6) 側溝汚泥

側溝蓋の設置等により土砂や落葉等の流入を防ぎ、汚泥の発生を抑制する。

項 目	令和6年度 (推計値)	令和7年度 (処理計画)	令和7年度 (目標)
処 理 量	16 トン	30 トン	30 トン
前年度比	40.33 %	188.03 %	188.03 %

5. 一般廃棄物の処理について

(1) 種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第2項で規定する廃棄物とする。

(2) 処理概要

本町の一般廃棄物の処理は広域処理とし、名取市、岩沼市、山元町との2市2町で組織する亘理名取共立衛生処理組合が事業を行う。

ごみ処理は、全品目を亘理名取共立衛生処理組合所管のごみ処理施設で行う。

し尿、浄化槽汚泥の処理は、亘理名取共立衛生処理組合所管のし尿処理施設で行う。

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行い、産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理委託する。

一般廃棄物処理業許可については、以下の条件により申請を受け付ける。

なお、更新については過去の収集実績等により許可しない場合もある。

○新規許可（管内）

名取市、岩沼市、亘理町、山元町に本社、事業所など収集拠点を設置している業者。

○新規許可（管外）

既に収集先が確保されているなど、実績が見込める場合。

○一般廃棄物の資源化を目的とする一般廃棄物処理業に伴う一般廃棄物収集運搬業。

○これまで行っていない新たな取り組みの展開が見込まれるもの。

(3) ごみについて

①ごみの分別区分、処分方法

分別区分	処理主体	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
もえるごみ プラスチック資源 缶類 びん類 資源ごみ ガラスくず せともの類 金属製品 複合素材製品 有害・危険ごみ	亘理名取共立 衛生処理組合	・分別してごみ集積所へ出す ・引っ越し等に伴う一時多量排出の場合は一般廃棄物処理業者に委託 ・資源物は集団資源回収を積極的に活用	・自己搬入もしくは一般廃棄物処理業者に委託 (分別区分の内、産業廃棄物に該当するものは除く) ・資源物は資源買取を積極的に活用
粗大ごみ(タイヤ含)		・自己搬入 ・粗大ごみ訪問収集に委託 ・一般廃棄物処理業者に委託	
家電リサイクル法に定める家電製品	販売店 指定引取所	自己搬入	自己搬入

②収集形態

区 分	管理者	委託・収集業者	備 考
集積所収集	亘理名取共立 衛生処理組合	(協)亘理清掃公社が収集	
粗大ごみ訪問収集		(協)共栄環境事業公社が収集	
一般廃棄物処理業者収集	亘理町	一般廃棄物処理業者が収集	
拠点回収		町職員が収集	牛乳パック回収箱設置(6ヵ所)
集団資源回収		町登録の資源買取業者が収集	町内各種団体にて実施
指定引取所		・ロジスティード北日本㈱に搬入 ・㈱安藤仁七商店に搬入	

町長が許可した一般廃棄物処理業者（収集及び運搬業） 令和7年4月1日現在

許可業者名			
(有)小野運輸	亘理環境衛生センター	協業組合亘理清掃公社	㈱ヤマモト商事
㈱中央特殊興業	㈱ジェーエーシー	協業組合仙台清掃公社	協業組合ケンナン
協名取環境事業公社	㈱仙台リサイクルセンター	㈱公害処理センター	鈴木工業㈱
㈱渡辺店	東北環境整備㈱	萱場工業㈱	㈱宮城衛生環境公社
㈱理化産業	㈱トニー	㈱モトキ	(有)宮城総合エンジニア
(有)エス・ジェイ・メンテナンス	㈱仙南技研浄化槽維持管理センター	(有)仙南産業	(有)コーセイサービス
㈱宮城日化サービス	協業組合共和衛生グループ	㈱共和環境保全	協名亘清掃事業公社
(有)岩沼環境保全	(有)アースクリーン・ネットワーク	㈱エイスイ工業	㈱高良
㈱八木工務店	(有)アイテック	グリーンリサイクル㈱	横山義隆
㈱フジク リーンテクノサービス	㈱阿武隈環境	大村勇太（まるごとや）	(有)大美屋（リサイクルショップお宝山）
㈱新浜	ワートスナジー㈱	長田健志（道具屋ラビッシュ）	㈱センダイエコ
(有)相馬屋家具店	㈱エイトステップ	宮城クリーン㈱	太平ビルサービス㈱
㈱小島総合サービス	早英総業（早坂慶英）	㈱トリプルクリーンサービス	今慶興産㈱
㈱ホープ	㈱陸天	㈱パーフェクトクリーンサービス	㈱住まいの救急社
㈱クリエイト	㈱Reboot	梶原剛	㈱アクアクリーン
㈱エコグループ	㈱小林重機工業	(有)平間産業	(有)菅野源吾商店

③収集区域

行政連絡区を6地区に分け収集を行う。

地区	行政連絡区域
A	舘南上・舘南下・南町南・南町北・上町南・上町北・南城東・北城東(江下団地を除く)・中町・五日町・下大畑・南長瀬・北長瀬
B	新井町・新町中・新町南・新町北・駅前西・駅前東・下茨田北・下茨田中・下茨田南・祝田東・祝田西・祝田南・桜小路東・桜小路中・桜小路西・新町
C	上郡・下郡・小山・田沢・早川の一部(逢隈字郡)・鹿島・神宮寺・倉庭
D	森房・上の町・中泉・今泉・牛袋・十文字町・十文字村・早川(逢隈字郡を除く)
E	榎袋・鷺屋・蕨・本郷・あぶくま・箱根田西・箱根田東・港町・鳥屋崎・高屋・柴町・長瀬浜
F	吉田・中原・旭台・上大畑・一本松・新丁・開墾場・大畑浜・野地・浜吉田東・浜吉田西・浜吉田北

④収集日程・排出方法

区 分	回数	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	排出方法
もえるごみ	2/週	月・木	月・木	月・木	水・土	水・土	水・土	指定袋
プラスチック資源	1/週	金	金	火	月	月	火	指定袋
缶類	1/週	火	水	金	火	木	金	コンテナ
びん類	2/月	第1・3火	第1・3水	第1・3金	第2・4火	第2・4木	第2・4金	コンテナ
資源ごみ	2/月	第1・3水	第1・3火	第2・4金	第1・3木	第2・4火	第1・3金	指定袋
ガラスくず	1/月	第1火	第1水	第1金	第2火	第2木	第2金	コンテナ
せともの								
金属製品	1/月	第3火	第3水	第3金	第4火	第4木	第4金	コンテナ
複合素材製品								
有害・危険ごみ	1/月	第1土	第1土	第1土	第3土	第3土	第3土	コンテナ

6. し尿、浄化槽汚泥、側溝汚泥について

(1) し尿

し尿処理は、亘理名取共立衛生処理組合が所管するし尿処理施設で処理を行う。収集・運搬は(協)名亘清掃事業公社が行う。

区 分	管理者	委託業者	収集方法	処理場
し尿	亘理名取共立衛生処理組合	(協)名亘清掃事業公社 (収集運搬業務)	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

(2) 浄化槽汚泥

浄化槽は、原則として年4回以上の保守点検と年1回以上の清掃を行うことにより、機能が正常に維持されるとともに、排水基準の確保を図らなければならない。

浄化槽の清掃業を行なおうとする者は、浄化槽清掃業者の許可と併せて一般廃棄物処理業の許可が必要であり、次の業者が収集・運搬を行う。

浄化槽汚泥の処理は、し尿の処理同様に浄化センターで行う。

区 分	管理者	委託業者	収集方法	処理場
浄化槽汚泥	亘理名取共立 衛生処理組合	・浄化槽清掃業者 ・一般廃棄物処理業者	戸別収集方式	浄化センター (岩沼市寺島字川向 45-53)

町長が許可した浄化槽清掃業者 令和7年4月1日現在

許可業者名			
亘理環境衛生センター	(株)ヤマモト商事	協業組合ケンナン	(株)中央特殊興業
(有)仙南産業	鈴木工業(株)	(株)渡辺店	東北環境整備(株)
萱場工業(株)	(株)宮城衛生環境公社	(株)理化産業	(有)宮城総合エンジニア
(有)エス・ジェイ・メン テナンス	(株)仙南技研浄化槽維持 管理センター	(株)フジクリーンテクノ サービス	(協)共和衛生グループ
(協)名亘清掃事業公社	(株)エイスイ工業	(株)宮城日化サービス	(株)阿武隈環境

(3) 雑排水汚泥（側溝汚泥）

雑排水汚泥（側溝汚泥）は、各行政連絡区が清掃作業を行い町で収集する方法を基本とするが、堆積物が多量な場合や作業困難箇所が多い場合は、当該行政連絡区の作業日に合わせ町がバキューム車を借上げ、協力のうえ清掃作業を行う。

産業廃棄物に属する汚泥は、産業廃棄物処理業者に処理の委託を行う。

区 分	管理者	委託業者	処理場
雑排水乾燥汚泥 (側溝汚泥)	亘理町	亘理町（自己収集）	岩沼一般廃棄物最終処分場
雑排水湿潤汚泥 (側溝汚泥)		雑排水清掃業者 (株)公害処理センター、(株)共和環境保全	産業廃棄物処理場

7. 参考資料

(1) 亘理名取共立衛生処理組合管理施設

施設概要	名 称	所在地	処理能力	形式等
ごみ処理	岩沼東部 環境センター	岩沼市下野郷字 新藤曾根 1 番地の 1	78.5t/24h× 2 基	全連続燃焼式 ストーカ炉
リサイクル※	亘理清掃センター	山元町高瀬字杉田 2 番地 1	—	—
し尿処理	浄化センター	岩沼市寺島字川向 45 番地の 53	113kℓ/日	高負荷脱窒素処理 + 高度処理
最終処分場	岩沼一般廃棄物 最終処分場	岩沼市長岡字栗木平 西 1 番地の 1	119,865 m ³	準好気性埋立構造

※燃えるごみ・廃プラスチック以外の指定されているごみを受け入れ

(2) ごみ・し尿手数料

区 分		搬入区分		手数料	
家庭系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ、粗大ごみ	排出者自身が搬入するもの		1 計量当たり 50 キロ グラムまで	750 円
		組合が訪問収集するもの		50 キログラムを超え た場合 10 キログラム につき 150 円を加算	
	自家用車用タイヤ ※1 日の搬入本数 は 4 本まで	排出者自身 が搬入する もの	直径 700 mm未満	50 kgにつき	1, 500 円
				ホイルなし(1本につき)	350 円
			直径 700 mm以上 1, 000mm 以下	ホイル付き(1本につき)	450 円
				ホイルなし(1本につき)	450 円
	畳	排出者自身が搬入するもの		ホイル付き(1本につき)	550 円
		排出者自身が搬入するもの		1 枚につき	1, 500 円
スプリングマット レス	排出者自身が搬入するもの		1 枚につき	3, 000 円	
	組合が訪問収集するもの		1 枚につき	4, 000 円	
事業系 のごみ	もえるごみ 資源ごみ	排出者自身が搬入するもの		1 計量当たり 50 キロ グラムまで	750 円
		許可業者が管理者指定の袋に より搬入するもの		50 キログラムを超え た場合 10 キログラム につき 150 円を加算	
	畳	排出者自身が搬入するもの		10 kgにつき	150 円
		許可業者が搬入するもの		1 枚につき	1, 500 円
	スプリングマット レス	許可業者が搬入するもの		1 枚につき	3, 000 円
し尿くみ取り手数料		組合が収集運搬するもの		18ℓにつき	100 円
し尿浄化槽汚泥処分手数料		許可業者が搬入するもの		180ℓにつき	155 円